

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

令和6年4月2日、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する、法律の改正省が公布されました。

当社は、この法改正に伴い、法を順守し、以下のように行動指針を掲げて取り組んでまいります。

○ 過大な営業行為の制限（令和6年7月2日施行）

- 正常な商慣行を超えた利益の供与及びLPガス事業者の変更を制限するような契約の締結は行いません。
- 不動産オーナー及びお客様との間において、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結等を行いません。
- 今後対応が必要な契約については、関係者と協力のうえ早期是正に努めます。

○ 三部料金制の徹底（令和7年4月2日施行）

- LPガス料金の透明化に向け、改正省令施行前までに三部料金制を導入します。
- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します。

○ LPガス料金の情報提供（令和6年7月2日施行）

- LPガス料金等の情報提供については、オーナー、不動産管理業者、不動産仲介業者等と連携し、事前にLPガス料金を提示できるよう努めます。
- 店頭においてLPガス料金を提示し、どなたでもLPガス料金をご覧いただける体制を整えております。

○ 組織体制の整備

- 社員はもとより、お客様・協力会社・取引先等全ての関係者に本取組みを周知し、信頼関係の構築に努めます。